

項番	項目	質疑	回答	提出書類
16	国内居住要件	海外に留学している子に配偶者が同行しています。認定取消をしなければなりませんか。	国外に留学する学生は、「国内居住要件の例外」に該当します。また配偶者はその帯同者となり、どちらも認定取消の必要はありません。	—
17	国内居住要件	母は日本に住民基本台帳に住民登録(住民票)がありませんが、日本の保険医療機関に入院しています。被扶養者証(健康保険証)を使用してはいけませんか。	2020年4月1日から、「国内居住要件」が追加されましたが、2020年3月31日以前から国内の保険医療機関に入院している場合、2020年4月1日以降も引き続き入院中であれば、被扶養者として被扶養者証は使用できます。ただし、退院した日の翌日をもって認定取消の手続きをお願いいたします。	—
18	審査対象期間認定	2021年途中で認定された被扶養者の所得証明書に、認定日以前の収入が記載されています。	2021年途中で認定された場合、認定日以降の状況がわかるものをご提出ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度 所得証明書(写) 余白へ下記を記載の上で提出してください。 ①認定日以降の月額収入等 ②申立日 ③記名 ・給与等証明書 ※認定以降給与収入がある方のみ
19	提出期限	10月24日(月)提出期限までに資料のすべてを揃えて提出することができません。	提出期限までにすべてを揃えることができない場合は、「共済組合員調書」の通信欄に「提出書類」欄の①～③を記載の上、「共済組合員調書」と「揃っている確認資料」を提出期限までに提出してください。 ※遅れる確認資料は準備出来次第、速やかにご提出ください。	<ul style="list-style-type: none"> ・共済組合員調書 ①提出が遅れる確認資料名 ②提出が遅れる理由 ③提出予定日
20	新型コロナウイルス	新型コロナウイルスの影響により、一時的に給与収入が増加し、130万円を超えてしまいそうです。	2021年中の収入が増加したのは、一時的であることを確認します。被扶養者の勤務先へ、給与等証明書のA欄を証明いただくよう依頼してください。	・給与等証明書_様式1
21	新型コロナウイルス	新型コロナウイルスワクチン接種業務に携っていました。何を提出したらいいですか。	ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主(市区町村、医療機関等)から発行(証明)を受け、提出してください(共済組合員ホームページからダウンロードできます)。	・新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書
22	認定取消手続き	被扶養者は先日就職したため、認定取消の手続きを行う予定です。資格確認の書類を提出する必要がありますか。	必要です。共済組合員調書の設問1の「 <input type="checkbox"/> はい」にチェックし、「 取消 被扶養者申告書送付(予定)日」を記入、2ページ目(宛名面)に署名の上、同封の返信用封筒で提出してください。なお、認定取消の手続きは忘れずに行ってください。(てびき3ページ参照)	・共済組合員調書

1ページ

共済組合ホームページ

郵政共済 資格確認



スマートフォンにも対応しています

お問い合わせ先コールセンター

TEL 0120-97-8484

(無料通話) 土日祝日を除く 9:00~18:00